

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○長坂委員長代理 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日も、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

前回の続きの質問をさせていただきたいのですが、今日は、憲法に関するということで、内閣法制局長官にもお越しになつていただいております。

まず最初に、前回も紹介した我々の案、一ページ目なんですが、百三十万円の崖を越える、あるいは既に越えて、扶養から外れて、国民年金などの保険料負担を負う全ての労働者を対象にしているわけです。この方が年収二百万円に達するか厚生年金に加入するまでは手取りを右肩上がりにするための就労促進支援給付を公費で行うというのが左側の図です。

一方で、百三十万円の崖とは関係のないシングルマザーなどの労働者は、年収が低くても自ら国民年金などの保険料を納めているわけです。こうした方々に対しても、我々は、平等の観点から、年収二百万円に達するか厚生年金に加入するまで

は同等以上の特定就労者支援給付を行うことも提案しています。これが右側の図です。

つまり、漏れなく平等な崖対策を提案しているわけです。

他方で、今回の法案に盛り込まれている二十時間の崖による手取りの減少を保険料負担を減らすこと一部埋め合わせしようという保険料調整制度は、対象者を限定し、期間も限定するということで、漏れが多くて不平等だと考えております。

二ページ目がその図でありますけれども、上方に文章でいろいろ書いておりますが、要は、二十時間の崖を越えた労働者であっても、従業員五十人超の事業所に勤める場合は対象とはなりません。また、対象となる事業者であっても、制度を利用できるのは三年間です。それ以降、新たにこの事業所で二十時間の崖を越えた人も対象にはなりません。

このように、二十時間の崖を越えた労働者間の取扱いの違いは、憲法十四条の法の下の平等に反するのではないかと考えますが、法制局長官の見解をお願いします。

○岩尾政府特別補佐人 憲法第十四条第一項におきましては、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としておりまして、いわゆる法の下の平等を規定しています。この規定ですが、合理的な理由のない不当な差別を禁止する趣旨でありまして、合理的な根拠に基づき法的取扱いに区別を設けること自体を否定するものではないと

解されています。

委員御指摘の保険料調整制度は、ただいま御審議いただいております法律案附則第二十二条等におきまして規定されている短時間被保険者の厚生年金保険料等に関する経過措置でありますが、この法律案の立案に当たつた厚生労働省からは、おむね以下のような説明を聞いております。

すなわち、被用者にふさわしい保障の実現、働き方や雇用の選択をゆがめない制度とするなどの

観点から、新たに適用事業所となる事業所で働く短時間労働者にとっては、新たに発生する保険料負担による手取りの減少を回避する目的で就業調整をするおそれがあることを踏まえて、こうした短時間労働者が、保険料負担の発生を回避するために就業調整を行うことがないよう、労使折半を超えて、事業主が追加で保険料を負担することを可能とし、事業主負担を増加させることにより、厚生年金保険の支え手の増加や、就業調整することなく就労できる環境づくりの整備に寄与した事業主に配慮する観点から、事業主の保険料負担の軽減を行う経過措置を設ける、こういう説明であります。

このような説明内容につきましては経過措置として合理性があるものであり、内閣法制局として、当該措置に関する規定を含む本法律案について了としたものでございます。

○階委員 合理性のある仕組みと内閣法制局長官は言われましたけれども、果たしてそうでしょうか。二つ私は問題があると思つております。

まず、全ての労働者が保険料を納めて、その保険料でもって今回一部の労働者の保険料を軽減するというのが保険料調整制度です。それに必要な財源は、年金と医療保険、合わせて四百七十億ぐらいに上るという答弁がありました。この四百七十億十億、一部の人のためにはほかの大多数の人の保険料が使われるということは、保険料の使用方法として本来の目的に反する流用ではないかと考えます。

前回の私の質疑での大臣の答弁は、被保険者のために使うので流用に当たらないということでしたけれども、一部の被保険者のために使えば、他の保険者のためにならなくても流用に当たらないということでいいんでしょうか。大臣、お答えください。

○福岡国務大臣 今回提案させていただきております取組によりまして、適用拡大の対象となります比較的小規模の企業の人材確保に資することとなるとともに、就業調整を行う可能性のある短時間労働者の就業調整を抑制することができ、ひいては、被用者保険への加入を促進し、被用者保険制度全体の持続可能性の向上につながるものだというふうに考えておりますので、合理性があるというふうに認識をしております。

○階委員 流用に当たる、流用というのは、本来の目的に反するお金の使い方であれば流用なんですよ。これは広辞苑にも書いていますけれども、本来の目的に反するんじやないですか。私たちが仮に保険料を納めていて、その保険料が将来の年金のために使われるというのは分かるんですけれども、

ども、今回新たに設けられる保険料調整制度で、ほかの人の保険料を軽減するために用いられるというには流用でしよう。違いますか。端的にお答えください。

○福岡国務大臣 保険料調整制度は、被用者保険の保険料を財源として、被用者保険の被保険者の就業調整を抑制する観点から実施することで、被用者保険の制度の持続可能性につながる措置でありますことから、流用ではないと考えております。

○階委員 要は、一部の人が助かれば、それ以外の人は犠牲にならてもしようがないということをおっしゃっているんだと思いますよ。

そして、それ以上に問題なことがあります。不合理だと考えられる二つ目の点ですけれども、それは、皆さんのお手元の三ページ目、保険料調整制度と憲法第十四条についてということで、先ほど法制局長官はほぼこの紙に沿ってお話をされたんですよ。私が下線をついている二つ目のところですね。今回の制度というのは、新たに発生する保険料負担による手取りの減少を回避する目的で就業調整をするおそれがあることを踏まえとなつていますね。

ところで、長妻先生が先週指摘していましたけれども、この保険料調整制度、必ずしも手取りが減る人だけを対象にしていませんよね。というのは、三号から二号に移る人だけではなくて、一号から二号に移る人にも保険料の軽減措置が適用されるわけですよ。これは、ここに書いてある趣旨からして明らかに不合理だと思いますが、違いますか。

○福岡国務大臣 保険料の調整制度は、事業所単位で導入することのできる措置でございますため、御指摘のとおり、短時間で働く第一号被保険者が第二号被保険者となる場合も制度の対象となります。

これは、事業主の負担を考慮して簡便な制度としながら、同じ事業所で同じ条件で働く短時間労働者についてはひとしく対象とすることとしているものでございます。

仮に、第三号被保険者から第二号被保険者となる者のみを対象とした場合には、被用者保険に入する前に、第一号被保険者であつたか、第三号被保険者であつたかの確認が必要となりますほか、制度を利用している最中でも、特定の短時間労働者が制度の対象となるかどうかを管理しなければならず、事業主の事務負担が増加するおそれがございます。

こうしたことから、同じ事業所で同じ条件で働く短時間労働者についてはひとしく対象とし、それに係る事務も簡素にすることで、できるだけ多くの事業所に活用していただきくことができると考えております。

○階委員 無理のある説明ですよ。四百七十億ですよね、これに要する財源。我々がざつくり試算したところ、四百七十億のうち、一号から二号に移る人に使われる分が何と百六十億ぐらいに上るんですよ。

これは資料四ページ目に、今回適用拡大の対象となるのは、①から④のケースのうちの②なんですね。②というところの、ちょっと真ん中のやや

下のところに数字の入った表がありますけれども、②のところで、トータル二百万人のうち、一号から二号に移る人が七十万人、三五%いるわけです。三五%が大体四百七十億のうち、この部分に使われる。要するに、手取りが減らない人のために百六十億も使うんですよ。これが合理的な制度と言えますか。

そもそも、さつきの憲法に関する合憲性を述べた長官も、これは手取りが減る人のための制度だから合理性があるという話だつたんですよ。手取りが減らないんだつたら合理性はないでしょう。

長官、いかがですか。

○岩尾政府特別補佐人 今お尋ねのありました一号被保険者であった者についての考え方ですが、内閣法制局といたしましては、今回の経過措置は、事業主負担を増加させることにより、厚生年金保険の支え手の増加や、就業調整することなく就労できる環境づくりの整備に寄与した中小零細事業主に配慮する観点から設けられたものでありますから、その対象者に一号被保険者であった者が含まれることとなつたとしても、不合理なものではあるとは考えていいないとこでござります。

○階委員 理由になつていませんよ。

さつき長官がおつしやつたのは、新たに発生する保険料負担による手取りの減少を回避する目的で就業調整をするおそれがあることを踏まえといふことをおつしやつてきましたけれども、この方は手取りが増えるんですよ。就業調整をするおそれがありますか。お答えください。

○岩尾政府特別補佐人 お尋ねの就業調整をする

ことのおそれにつきましては、所管省庁である厚生労働省からお答えするのが適切であると考えておりますが、経過措置の趣旨、目的は、大きな目的が就業調整を行うことのおそれにあるといったとしても、それを中心に考えて線引きを引いたときに、一号被保険者であった者に対しても、その経過措置の対象に含めることが合理的か、あるいはそれが含まれることが憲法違反になるかどうかにつきましては、不合理なものとは考えていません。

お尋ねの就業調整のおそれがあるかどうかにつきましては、これは厚生労働省でお答えすべき事柄だと考えております。

○階委員 ちょっとおかしいですよ。長官、合憲だとさつきおつしやいましたよね。その前提となつておつしやいましたよ。その前提となるおそれがある場合にはこの制度は合理的だ、こういうことをおつしやつておられるわけで、就業調整するおそれがない部分については、逆に言うと、この制度は必要ないじやないですか。

だから、おそれがあるかどうか、そこは当然重要なところですから、答えてください。おそれがあるかどうか、就業調整するおそれがあるかどうか、一号から二号の場合。お答えください。

○岩尾政府特別補佐人

一号被保険者であった者についても、様々な特例措置により、必ずしも負担が減少するだけではなく、増加する者も含まれているのではないかと思われるところから、必ず、就業調整をするおそれがあるということは言えないと思ひます。

また、就業調整をするおそれがあることを前提といたしまして制度設計をするとしても、就業調整することのないからといって、直ちにそれが、経過措置の取扱いが不合理な区別になるということまでは言えないと考えております。

○階委員 就業調整するおそれがある場合もあるとおつしやつたんですか。それは大臣の答弁と食い違っていますけれども、それでいいんですか、長官。整理してくださいよ。

○間政府参考人 お答えいたします。

まず、先ほど大臣からもお答えしましたように、第一号被保険者でありますても、心理的な側面などから、被用者保険に加入するに際して就業調整を行う可能性は必ずしも否定できないというふうに考えております。

また、この制度を導入するかどうかにつきまして、中小企業、関係者ともいろいろ相談する中では、同じ事業所の中で同じような報酬を得ているにもかかわらず、一方は制度の対象になる、一方は制度の対象にならないということになりますと、非常にそれは経営者としてはやりづらいのだと。そのところは、事業所内の公平ということもちろんとやつてほしいというふうな御指摘もございまして、そういう点も含めて、適用拡大になるのに、経過措置としてこのような事業を導入したということでおつしやいます。

就業調整のおそれがある、可能性は否定できないというふうに考えております。

○階委員 ちょっと、大臣、おかしいでしよう。百六十億も、我々の納めた保険料が本来就業調整

する可能性がない人に使われるわけですよ。手取りが減る人に使われるなら、百歩譲つて分かるとしても、手取りが増える人のためになぜこれを使わなくちゃいけないんですか。お答えください。

○福岡国務大臣 先ほども申し上げましたように、事業主の負担を考慮して簡便な制度とするということで、そういうことでございます。

○階委員 答えていないですよ。簡便な制度にするために、百六十億円、保険料の流用になつちゃいますよ、これは。おかしいでしょう。それは撤回してもらえませんか、少なくともこの百六十億部分は。どうですか。これはおかしいでしょう。常識で考えてください。お願いします。

○福岡国務大臣 そこは、多分、見解を異にする部分もあると思いますが、私どもとしては、この適用拡大の対象となります比較的小規模の企業の人材確保に資することになるとともに、就業調整を行う可能性のある短時間労働者の就業調整を抑制することができ、ひいては、被用者保険への加入を促進し、被用者保険全体の持続性の可能性の向上につながる。

その上で、どうしてそこを対象としているのかということにつきましては、事業主の負担も勘案してそうさせていただいた。

また、調査によりましても、一号の方が二号になるに当たつて就業調整をされている、そういう実態もあるというふうに把握をしておりまして、そういうつたことも踏まえての判断だということをございます。

○階委員 保険料を使ってその人たちの保険料を軽減する必要はあるのかということを聞いているんです。お答えください、端的に。

○長坂委員長代理 ちょっと速記を止めて。

〔速記中止〕

○階委員 制度の一般論を聞いているんじゃないんですよ。一号から二号に移る人、手取りが増える人、その人に百六十億円も使つて、更に保険料を軽減する必要があるのかということを聞いていいんです。ピンポイントでお答えください。（発言する者あり）

○長坂委員長代理 じゃ、速記を止めて。

〔速記中止〕

○長坂委員長代理 速記を起こして。

福岡厚生労働大臣。

○福岡国務大臣 まず、先ほど申し上げましたように、適用拡大等の対象となる比較的小規模の企業の人材確保に資することとともに、就業調整を行う可能性のある短時間労働者の就業調整を抑制することができ、ひいては、被用者保険への加入を促進し、被用者保険全体の持続性の可能性の向上につながる。

あると思っています。この法律が仮に成立したとしても、まだ今の保険料調整制度が施行されるまでは時間がありますので、今申し上げた点については少なくとも見直しを求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

我々の制度の方がはるかに平等性とか合理性が

ありました。